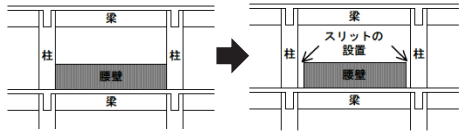


●代表的な耐震改修方法

耐震スリットを設置

バランスの改善や柱の粘り強さの向上を目的として、下図のように、柱に取付く腰壁やそで壁と柱の間にスリット（隙間）を設ける工法です。



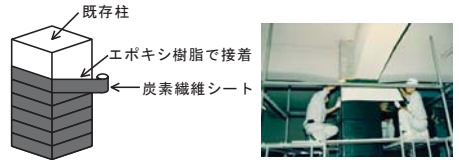
鉄筋コンクリート造の壁を増設

強度向上を目的として、下図のように鉄筋コンクリート造の耐力壁を増設する工法です。ピロティ形式の解消に有効です。



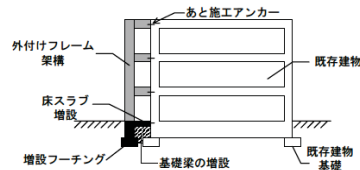
炭素繊維を柱に巻き、補強する

柱の粘り強さの向上を目的として、下図のように炭素繊維を柱に巻き付け補強する方法です。



建物の外側にフレームを設置

強度の向上を目的として、下図のように建物の外側にフレームやブレースを設置する工法です。



耐震診断・耐震改修について相談できる窓口

●一般社団法人横浜市建築士事務所協会

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階
TEL:045-662-2711 FAX:045-662-8981

横浜市建築士事務所協会



●横浜市建築設計協同組合

〒231-0032 横浜市中区不老町2-8 不二ビル3階
TEL:045-662-6557 FAX:045-662-8894

横浜市建築設計協同組合



●よこはま建築監理協同組合

〒231-0036 横浜市中区山田町5-1 フロール山田第2-109
TEL:045-252-9207 FAX:045-252-9206

よこはま建築監理協同組合



お問い合わせ先：横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階 耐震事業担当
TEL：045（671）2943 FAX：045（663）3255

Eメール：kc-taishin@city.yokohama.jp

受付時間 平日 8:45～12:00
13:00～17:15

横浜市 マンション耐震化支援事業



横浜市が分譲マンションの 耐震診断・耐震改修を支援します！

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により多くの人命が失われ、倒壊した建物の多くは昭和56年5月末日以前の耐震基準で建築された建物でした。

横浜市では、地震に強いまちづくりを推進するため、昭和56年5月末日以前に建築した分譲マンションの耐震化を支援しています。古い建物でも、適切に耐震改修を行えば地震に強くなります。

① 耐震診断

地震に対しての安全性や耐震改修の必要性を知るために行います。



② 改修設計

どのように改修したら地震に強くなるのかを設計します。



改修工事までの流れ

④ 完成 !!

税控除や地震保険の割引を受けられます*。

※別途要件あり



③ 改修工事

設計に基づき地震に強くするため、工事をします。



お問い合わせ先：横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階 耐震事業担当
TEL：045（671）2943 FAX：045（663）3255
Eメール：kc-taishin@city.yokohama.jp

● 耐震診断

～横浜市マンション耐震診断支援事業～

地震に対しての安全性や耐震改修の必要性を知るために行います。

対 象

次の①～③全てに該当するマンション（別途、要件あり）

①

昭和56年5月
末日以前に建築
確認を得て着工

②

区分所有されたマンションであり、かつ以下のいずれかに該当
・住戸数の半数以上に
区分所有者本人が居住
・階数が3以上で、かつ
延べ面積が1,000㎡以上

③

店舗等が併設されて
いる場合は、延べ
面積の過半が共同
住宅

補 助 率

● 診断義務付けマンション（※1）
診断費用の5/6（※2）（限度額あり）

● 診断義務付けマンション以外
診断費用の2/3（限度額なし）

● 耐震トータルサポート事業

無料

耐震診断の結果、「耐震改修の必要性あり」と診断されたマンションの管理組合に対して、専門の相談員（設計士やファイナンシャルプランナー等）を無料で派遣し、耐震化に向けて設計から工事までサポートします。

詳しくは

● 改修設計

～横浜市マンション耐震改修促進事業～

どのように改修したら地震に強くなるのかを設計します。

対 象

耐震診断の結果、「耐震改修の必要性あり」と診断されたマンション（別途、要件あり）

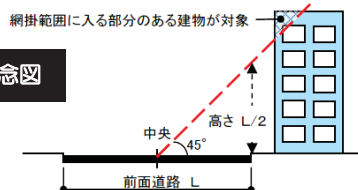
補 助 率

設計費用の2/3（※2）（限度額あり）

※1 診断義務付けマンションとは

建築物の敷地が、地震災害時に通行を確保すべき道路のうち特に重要な道路（国道1号、国道16号など）沿いに面している、一定の高さ以上（概念図）のマンションをいいます。

概念図



※2 診断義務付けマンションの場合、別途国から直接補助を受けることができます。

● 改修工事

～横浜市マンション耐震改修促進事業～

設計に基づき地震に強くするため、工事をします。

対 象

耐震診断の結果、「耐震改修の必要性あり」と診断されたマンション（別途、要件あり）

工 事 方 法

工事回数の制限なし（平成30年度より開始）

店舗等があり2回での工事が不可能な場合など、ぜひご活用ください

次の①～③から選ぶことができます。（③は、別途、要件あり）

① 1回で工事を
行う

1回の工事で、建物
全体が地震に対し
て安全な構造とす
る方法



② 2回に分けて工事を
行う

1回目：ピロティ等の特に耐震性の低い階を先に工事



2回目：
建物全体の耐震化が完了

③ 地震に弱い部分から
先行して工事を行う

2回目：
工事可能な階を次に工事

3回目以降：
建物全体の耐震化が完了

補 助 率

● 診断義務付けマンション（※1）
工事監理費の2/3（※2）（上限なし）
工事費の2/3（※2）（限度額あり）

● 診断義務付けマンション以外
工事監理費の2/3（上限なし）
工事費の1/3（限度額あり）

● 耐震診断・耐震改修（設計、工事）までの流れ

- ① 事前相談 見積取得前、総会開催前に必ず市に事前相談を行ってください。
- ② 見積取得・総会決議 3者以上から見積書を取得し、総会決議を行ってください。
- ③ 補助金交付申請 必要書類を市に提出してください。
- ④ 契約・着手 建築士事務所等と契約し、耐震診断等に着手してください。
- ⑤ 完了報告 耐震診断等が完了したら、完了報告書を市に提出してください。
- ⑥ 請求・支払 完了報告書の内容審査後、補助金の請求・支払いとなります。